

第4回地方議会議員年金制度検討会 議事概要

1 日時

平成21年11月2日(月) 10:00~12:00

2 場所

東京グリーンパレス B1階「ばら」

3 出席者(敬称略)

座長 大橋 洋一	(学習院大学法務研究科教授)	
松本 英昭	(地方公務員共済組合連合会理事長)	
横道 清孝	(政策研究大学院大学教授)	
渡辺 俊介	(東京女子医科大学教授)	(五十音順)
藤田 博之	(広島市議会議長、市議会議員共済会特別顧問)	
野村 弘	(長野県木曾郡上松町議会議長、町村議会議員共済会会長)	

4 議事概要

(1) 給付と負担の見直し案について

- ・ 事務局から、資料1「給付と負担の見直し案について」の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ A案は、公費負担率が50%を超えないようにするために、財源不足のうち合併影響分の7割を措置することとしているが、合併特例法の制度趣旨との整合性をどのように考えるかが問題だ。
- ・ 今回の共済会の財政の悪化は、国策による平成の大合併によるもの。その影響については、公費により措置するべき。前回改正は国の措置が不十分だった。給付カットについても、現役とOBとの間で不公平感が拡大している。現役議員は据え置く程度の措置をするべきだ。また、遺族年金は基礎年金で支えられているのだから、遺族年金を廃止してもいいのではないか。
- ・ 議員負担と公費負担が6:4であることがそもそもおかしい。元来5:5であるべきだ。16%の掛金は世界一高い年金で、またそれを引き上げるのはどうか。
- ・ A案は受け入れがたい。合併影響分を7割しか見ず、残りの3割は現役議員が負担するということか。B案は一定の評価をするが、公費負担率は本来的に5割に措置をした上で、合併による影響分を全額公費で措置をするべきだ。
- ・ A案は掛金の負担増がとて受け入れられない。B案も厳しい案。理解できな

い訳ではないが、各議員の意見を聞く必要がある。

- ・ A案については、合併影響分については、今後20年間で措置すべきである。また、掛金率等を引き上げて、途中で引き下げるといった形はどうか。B案は、公費負担率が6割近くになるのは、世論として受け入れられないのではないかと。こういう財政状況においては給付カット5%ではなく10%とすべき。
- ・ 遺族年金の既裁定者については廃止することはできない。これからの議員についてであれば考えられないこともないが、遺族年金を廃止した場合、どの程度の財政効果が得られるのか調べるべき。
- ・ B案は、公費負担率が5割を超え、国民の理解を得られないのではないかと。
- ・ 国民の理解を得られることは重要。ただ、市町村合併によって市町村が1,100億円の議員報酬を節減できたことを理解してもらう必要。そのいくらかでも共済会に戻してもらえれば、議員年金を維持できるはずだ。
- ・ 合併の影響をすべて公費で埋めるとするのは、理解を得られないのではないかと。地方議会議員の役割をどのように考えるか、国会議員年金が廃止されたこと、地方議会議員年金の生活保障的な側面など勘案したバランス論を期待する。
- ・ 合併の影響をすべて公費で埋めることができないならば、逆に、現役の議員がなぜ合併の影響を負担しなければいけないのか、ということも考えてほしい。
- ・ A案は、合併の影響分は公費で負担することを基本としながら、キャップをつけて、青天井にならないようにする、ということではないかと。合併特例法の規定の趣旨ははっきりしないが、7割措置するということが仕方ないのではないかと。当事者の気持ちは分かるが、一般の国民の方々がどう考えるか、考える必要がある。

(2) 廃止する場合の考え方について

- ・ 事務局から、資料2「廃止する場合の考え方について」の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 国会議員年金並に廃止するというのはやむを得ない考え方だと思うが、一時金が63%であることについては、いかがなものか。12年未満の者はよいが、12年以上の者については、国会議員並にする必要があるのではないかと。
- ・ 廃止の場合の公費負担額が当面多額となることから、給付水準をこのままにするのは国民の理解が得られるか。一定の給付カットが必要ではないかと。
- ・ 地方議員の中には、廃止を言う者もいる。度重なる制度改正をしても財政は好転せず、これ以上の負担は耐えられず、不信感を持っているからだ。これまで制度の存続しか考えていなかったが、廃止の案が出てきたので、考える必要がある

が、国会議員年金と同様のやり方でなければいけない。また、廃止をすれば、民主主義を支える担い手がいなくなることも留意が必要だ。

- ・ 今後、道州制や地方分権の進展を踏まえると、地方自治体のあり方は不透明で、その際、また何らかの給付と負担の見直しをしなければならない。そういうことを視野にいった議論をするべきではないか。

(3) その他の検討項目の考え方について

- ・ 事務局から、資料3から資料7までの説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 存続にしても廃止にしても、公費増・国民負担は避けられない以上、高額所得者まで支給することは説明がつかない。また、存続する場合には、既裁定者に対する2回目の給付カットであることから、最高裁判決をクリアするためには、低所得者の配慮措置は必要である。
- ・ 厳密な所得調査は納税者番号などを付与しないとできない。現在制約のある中で、国会議員年金と同様の所得調査をやるということか。
- ・ 前年の所得を基準とするのではなく、厳格な調査が必要ではないか。受給者に課税証明書を取得させるのは困難であり、この点にも配慮すべき。市共済会と町村共済会の統合は、人事管理や意思決定、システムの統合の問題がある。町村共済会では今年度支部を廃止するなど効率化に努めている。時間をかけて検討する必要がある。
- ・ 総報酬制や他の公的年金との通算について、検討をしてほしい。
- ・ 市共済会と町村共済会の統合は、財政を一元化している以上、やむを得ないのではないか。
- ・ 高額所得者について、最低保障額を撤廃するのは、無理ではないか。国会議員年金と違って、地方議会議員は高額な掛金を支払っている。廃止をする場合の議論ではないか。
- ・ 被用者年金も、高額所得者は支給が停止する。それとの整合性を考えるべき。
- ・ 共済会間の積立金の貸付について、県共済会は一定の協力をするが、万一の場合のことであり、限定的に行うべきではないか。

(4) 次回日程について

- ・ 第5回検討会の開催については、12月4日（金）とする。

以 上